

京都府教育委員会では、定時制課程の高等学校に通う生徒のうち、経済的理由により著しく修学が困難な勤労学生に対し、奨学金を貸与する事業を行っています。

貸与を希望される場合は「[高等学校定時制課程等修学奨励金の貸与申請をされる生徒・保護者の方へ](#)」を確認のうえ、提出書類チェックリストを参考に、必要書類を事務室に提出してください。

※提出書類は以下の「申請書類等」から印刷してください。

(2 ページあるものは両面印刷をしてください。) 事務室窓口で受け取ることも可能です。

<申請書類等>

[提出書類チェックリスト](#)

[貸与申請書 \(記入例\)](#)

[給与見込及び勤務証明書 \(記入例\)](#)

[口座振込依頼書 \(記入例\)](#)

[高校生給付型奨学金についての同意書 \(記入例\)](#)

[所得額証明申請書](#)

市町村が発行する「市町村民税課税（非課税）証明書」を必要とする場合に利用できますので、必要事項を記入して7月8日(水)までに学校に提出してください。(京都市在住者を除く。)

○京都市及び京田辺市を除く市町村在住の方は、学校が在学証明をした上記申請書を使用し、証明書の交付を受けてください。

○京田辺市在住の方は、学校から一括で申請しますので、「委任状」部分まで全て記入してください。

1 対象者（以下の3点全てに該当する者）

- (1) 申請の時点で経済的収入を得る職業に就いている生徒（アルバイトを含む）
- (2) 経済的な理由により著しく修学が困難な生徒（ただし、京都府が定めた所得基準を満たす者）
- (3) 4年以内に卒業する見込みがあり、今年度18単位以上履修する生徒
2年生以上は前年度修得単位数が18単位以上あること。

2 貸与月額 14,000円

「京都府奨学のための給付金」を受給する場合は11,000円

3 提出書類

- (1) 貸与申請書（第1号様式）
(連帯保証人2名のうち1名は父母以外で本人と別生計であること。)
- (2) 給与見込及び勤務証明書（別紙様式2）
(生徒本人及び生徒を扶養している者のもの)
- (3) 所得に関する証明書（生徒本人及び生徒を扶養している者のもの）
- (4) 口座振込依頼書（別紙様式4）
- (5) 預金通帳の写し
- (6) 高校生給付型奨学金についての同意書

4 申請期限

申請希望者は、貸与申請書に必要な書類を添付して、**7月13日(月)まで**に事務室に提出してください。

5 併給できない奨学金

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構高等学校奨学金
- (2) 京都府高等学校等修学資金
- (3) 高校生給付型奨学金